スターティアテクノス AIプラットフォーム利用約款

この「スターティアテクノス AIプラットフォーム利用約款」（以下「本約款」といいます。）は、スターティアテクノス株式会社（以下「当社」といいます。）が、お申込者に対して第1条で定義する本サービスの提供条件及びお申込者と当社との間の権利義務関係を定めるものです。お申込者は、本約款の内容を十分理解し、これに同意の上、本サービスの利用を申し込みます。

第1条（定義）

本約款において使用する用語の定義は、次に定めるとおりとします。

(1) 「本サービス」とは、当社が「スターティアテクノス AIプラットフォーム」の名称で提供する、AIプラットフォームの提供並びにそのプラットフォーム上に搭載するカスタム業務アプリ（以下「本業務アプリ」といいます。）の制作及び提供を行うサービスをいいます。

(2) 「お申込者」とは、本約款に同意の上、当社所定の手続に従って本サービスの利用を希望するお申込者をいいます。

(3) 「本契約」とは、本約款に基づきお申込者と当社との間で締結する、本サービスに関する利用契約をいいます。

(4) 「PoCプラン」とは、お申込者のアイデア、企画等が実現可能であるか、期待する効果が得られるかを事前に検証することを目的としたプランをいいます。

(5) 「外部AIサービス」とは、お申込者が本サービスを利用する場合において適用される、他の事業者が提供しているAIサービスをいいます。

(6) 「外部AI提供事業者」とは、外部AIサービスを提供しているサービス事業者をいいます。

(7) 「外部AI利用規約等」とは、外部AI提供事業者が定める、外部AIサービスの利用条件などを定めた規約、約款その他の取り決めをいいます。

(8) 「本AI生成物」とは、お申込者が本サービス及び本業務アプリを利用してAIで生成した文章、画像、音声、音楽、動画、プログラムコードその他の生成物をいいます。

(9) 「利用データ」とは、お申込者及びその関係者が本サービスを通じて記録、入力、送信、保存、処理する情報全般（個人情報を除きます。）をいいます。

(10)「利用データ生成物」とは、利用データから二次的に生成されたデータ、データセット及びコンテンツ等をいいます。

(11)「従量課金」とは、お申込者が当社にファイルアップロードや本業務アプリの作成を超過して依頼する場合等、本サービスに関連して発生する、業務量に応じて料金が計算される課金方式をいいます。

(12)「カスハラ基本指針」とは、「スターティアホールディングスグループ カスタマー・ハラスメントに対する基本指針」
（URL: https://www.startiaholdings.com/customer_harassment/）をいいます。

第 2 条（約款の変更）

当社は、ホームページにおいて 1 カ月以上前に告知することにより、本約款を変更することができます。ただし、変更の内容が誤字や脱字の修正等の軽微な変更、又はお申込者の一般の利益に適合する内容である場合、当社は直ちに本約款を変更することができます。

第 3 条（本契約の締結）

1. お申込者は、本約款に同意の上、当社が指定するウェブサイト上の本サービスの申込フォームに必要事項を記入して、送信する方法により本契約を申し込みます。
2. 当社は、本契約の申し込みの審査の結果、承諾しない場合があります。
3. 当社がお申込者の指定する電子メールアドレスに、申込を承諾する旨の電子メールを送信したときに本契約は成立します。

第 4 条（本サービスについて）

1. 本サービスは、AI プラットフォームの提供、当該プラットフォームを基盤としたカスタマイズ可能な業務用のアプリの制作及びこれらの保守サービスの総称です。
2. お申込者は、本サービスに関連して別途追加の有償オプションを申し込むことができます。この場合、お申込者は当社が指定するウェブサイト上の申込フォームに必要事項を記入して、送信する方法により有償オプションを申し込みます。
3. お申込者が有償オプションの停止を希望する場合は、前項に定めるものと同様の手続により、当社に有償オプションの停止を申し込みます。

4. お申込者は、有償オプションの他、都度当社の承諾を得た上で、ファイルのアップロードや本業務アプリの追加制作等の業務を当社に依頼することができます。この場合、当社の業務量に応じて従量課金が発生します。

第 5 条（本業務アプリの構築支援等）

1. 当社がお申込者に提供する本業務アプリの構築支援業務は、準委任契約とします。
2. 当社は、本業務アプリの完全な動作、特定の目的への適合性、及びお申込者の要求事項を完全に満たすことについて保証せず、本契約に別段の定めがない限り、これらについて一切の責任を負いません。また、お申込者は、本業務アプリの構築支援又は動作に関して、不適合等があることを理由に、利用料金の支払いを拒むことはできません。
3. 本業務アプリの保守サービスは、以下の各号に定めるサポートサービスが含まれます。
   (1) お申込者からのお問い合わせ対応
   (2) 本業務アプリの運用上必要なシステムの維持管理
4. 前項に定めるサポートサービスには、お申込者のデータの入力や登録作業等の代行業務は含まれません。お申込者がこれらの代行業務を当社に委託することを希望する場合、別途当社が指定する BPO 契約等を当社との間で締結する必要があります。
5. 本業務アプリの保守の対応時間は、土日祝日及び当社の所定休日を除く平日の 9 時から 18 時までとします。

第 6 条（PoC プランについて）

1. 本条の各規定は、本サービスの PoC プランを申し込み当社と本契約を締結したお申込者に対してのみ適用されます。
2. お申込者は、利用開始日から起算して最初の 1 カ月間（以下「無償期間」といいます。）は本サービスを無償で利用することができ、無償期間の満了日の翌日から起算して 3 カ月間（以下「有償期間」といいます。）は有償で本サービスを利用することができます。
3. お申込者は、無償期間内に当社に申し出ることにより、本契約を中途解約することができます。この場合、解約違約金等は発生しません。

4. お申込者が無償期間内に当社に本契約の解約を申し出ない場合、自動的に有償期間に移行します。
5. お申込者が有償期間中に本契約を解約する場合、解約日から満了日に至るまでの残存期間分の月額費用相当額を当社に対して支払います。
6. PoC プランには、本業務アプリの制作(制作するアプリの数は 1 本までとします。)及び当社とのオンライン面談（毎週 1 回で 60 分を上限とします。）がサービスとして含まれます。お申込者は、各サービスの上限を超えて当社に依頼することができません。

第 7 条（著作権等の帰属）

1. 本サービスの著作権（著作権法第 27 条（翻訳権、翻案権等）及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）に規定される権利を含みます。）及びその他の知的財産権は、当社又は当社に権利を許諾する者に帰属します。本契約の締結によって、これらの権利が当社からお申込者へ移転するものではありません。
2. 当社は、第三者の著作権及びその他の知的財産権を侵害しないよう十分な注意を払います。
3. お申込者は、本サービスに関して、第三者から知的財産権侵害の申立てがなされたときは、速やかに当社に申立ての事実及びその内容を通知して、当該第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、当社に対して実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、並びに必要な援助をします。
4. お申込者が、前項の義務を履行することを条件として、当社は、自らの責任と費用負担にて当該第三者からの申立ての解決にあたります。
5. 本サービスに関して第三者から知的財産権侵害の申立てがなされ、当社が本サービスに関して第三者の知的財産権の侵害があったと判断したときは、当社の費用負担により、権利侵害している部分の変更又は継続使用のための権利取得のうちいずれかの措置を講じます。
6. 本 AI 生成物に係る著作権等の知的財産権は、外部 AI 利用規約等の条件に従いお申込者に帰属します。当社は本 AI 生成物について知的財産権を主張しません。ただし、お申込者が第三者の著作物に依拠して生成物を作成したときは、当該第三者からの必要な許諾をお申込者の責任で得るものとします。なお、当社は、本 AI 生成物について知的財産権が成立すること、及び外部 AI 利用規約等において本 AI

生成物の知的財産権がお申込者に帰属すると定められていることについて、保証するものではありません。

第 8 条（使用許諾）

1. お申込者は、本サービスを当社の推奨する環境で使用します。
2. お申込者は、本サービスを使用するために必要な通信回線及び PC 端末等を、自己の責任と費用負担にて用意します。
3. 当社は、当社に権利を許諾している者から、本サービスの提供に必要な権利の許諾を受けます。
4. 当社は、本約款に同意の上、当社と本契約を締結したお申込者に対して、日本国内における本サービスの非独占的、譲渡不能、及び再使用許諾不能な使用権を許諾します。
5. お申込者は、当社の書面による事前の承諾なしに、本サービスを第三者に再使用許諾することができません。

第 9 条 （AI に関する情報の適切性等）

1. お申込者は、本サービスを利用して AI に入力し、又は連携させるデータ（機密情報、個人情報等）について、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）その他の法令及び第三者との間の秘密保持契約その他の取決めを遵守し、本サービスを利用して適法に AI に入力し又は連携させる正当な権限を有していることを表明し、保証します。
2. お申込者が本サービスを利用して行う AI へのデータの入力又は連携は、お申込者自身の判断及び責任をもって行うものとします。当社は、データの入力若しくは連携又は AI による処理に関連してお申込者に発生した第三者との紛争及び損害について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。
3. お申込者は、AI の特性上、本 AI 生成物に誤情報（ハルシネーション）又は不適切な表現が含まれる可能性があることを理解します。
4. 当社は、本 AI 生成物の内容の真実性、適法性（特定商取引法、消費者契約法、景品表示法、薬機法、金融商品取引法、商標法を含みますがこれらに限られません。）及び適切性等について、一切の責任を負わず、本 AI 生成物に起因する損害について、当社に故意又は重過失のある場合を除き、一切の責任を負いません。

第 10 条（外部 AI サービスの利用）

1. 本サービスにおいて外部 AI サービスを利用する場合、当該外部 AI サービスの利用に係る契約主体及び費用の負担については、外部 AI 利用規約等に定めるとおりとします。
2. 前項の規定にかかわらず、お申込者が自ら外部 AI サービスについて個別に外部 AI 提供事業者と利用契約を締結し、本サービスと連携させて利用する場合、お申込者は自己の責任と費用において当該連携を行います。この場合において、当社は、当該外部 AI サービスの動作、仕様変更、障害等に起因してお申込者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第 11 条（お申込者の同意事項）

1. お申込者は、本サービスの利用にあたり、あらかじめ以下の各号について同意するものとします。

(1) 当社及び第 16 条（再委託）に定める再委託先が、本サービスの提供・運営及び品質向上のために、お申込者の本サービスの利用状況を確認し、また利用データ及び利用データ生成物を、利用する権限を有すること

(2) 当社及び再委託先が、外部 AI 提供事業者に対して、本サービスの提供のために必要な範囲で、利用データ及び利用データ生成物を開示し、又はこれらの情報へのアクセスを可能にすること

2. 前項各号の場合において、当社及び再委託先は、お申込者の事前の明示的な同意がない限り、前項に定める情報及びデータ等を、AI 基盤モデルの学習及び改善の目的で利用することはありません。

第 12 条（禁止事項）

お申込者は、本サービスの利用において、次の各号を行うこと、又はこれらを試みることは禁止されています。

(1) 本サービスの一部若しくは全部の修正、改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルを行うこと、又は第三者にそれらの行為を行わせること

(2) 本サービスの複製、公衆送信、売買、譲渡、貸与又は再使用許諾を行うこと

(3) 本サービスの類似品、模倣品、又はデッドコピー等を制作、売買、譲渡、貸与、保有又は使用すること
(4) 本サービスの製品表示、ロゴマーク若しくはその他の注意文言、又は財産権に基づく制限事項を削除若しくは改変すること
(5) 本サービスの著作権その他の知的財産権の権利者について、第三者に誤認させること
(6) 本サービスのソースコード、オブジェクトコード、モジュール、ルーチン、サブルーチン、システム設計書及びその他の非公開の技術情報を開示又は漏洩すること
(7) 本サービスの構成部分を分離して使用すること
(8) アクセスが許可されていない当社又は第三者の情報システムへ不正侵入すること、又は情報システムの脆弱性を突いて不正アクセスすること
(9) 当社又は第三者の使用するソフトウェア、ハードウェア、本サービスの機能等を破壊又は妨害すること
(10) 当社の事前の承諾を得ることなく、当社がお申込者に付与したアカウント等の情報を第三者に利用させること
(11) 当社の事前の承諾を得ることなく、本サービスの操作画面を不特定又は多数の第三者に開示すること
(12) 当社又は第三者のパスワードを解読し又は不正に取得すること
(13) 当社又は第三者の情報システムに大量のデータを送受信するなどして、多大な負荷を与えること
(14) 法令に違反すること、又は犯罪行為若しくは犯罪を助長する行為を行うこと
(15) 当社又は第三者の著作権、商標権、意匠権その他の知的財産権若しくは財産を侵害すること
(16) 第三者の肖像権、プライバシー、又はパブリシティー権を侵害すること
(17) 当社又は第三者の名誉及び信用を毀損させること
(18) 当社の商号又は本サービスと同一若しくは類似のドメイン名を取得、登録、売買、譲渡、貸与、保有若しくは使用すること
(19) 当社の事前の承諾を得ることなく、自己若しくは自己の役員、従業員その他第三者をして、本サービスに類似したサービス、製品等（本サービスを除きます。）を開発若しくは提供する行為又は本サービスの運営を妨害すること
(20) 公序良俗に反すること

(21) 本約款に違反すること
(22) 前各号の他、不適切であると当社が合理的に判断したこと

第 13 条（免責）

1. 当社は、本サービスについて、明示黙示を問わず、商品性及びお申込者の特定の目的への適合性と合致することを保証しません。
2. 当社は、本サービスの機能がお申込者の要求と完全に合致すること、並びに本サービスの作動に中断やエラーがなく完全であることまでを保証しません。
3. 当社は、お申込者による本サービスの誤使用が原因で発生した損害については、一切責任を負いません。
4. お申込者が、本サービスの推奨環境以外で使用したことにより発生した損害について、当社は一切責任を負いません。
5. 本サービスの誤操作又はエラーによりお申込者のデータが漏洩、又は破損した場合においても、当社は、責任を負いません。
6. 前各項の場合、お申込者は本サービスに関する支払の免除を受けることはできません。
7. 当社は、本サービスにおいて利用される AI の回答の正確性、真実性及び表現の適切性が高まるよう商業的に合理的な範囲で精度の向上に努めますが、完全であることまでは保証しません。
8. お申込者は、前項に規定する本サービスにおいて利用される AI の回答の正確性、真実性及び表現の適切性が満たされなかったことにより、お申込者又はエンドユーザーが損害を被った場合においても、当社に対して一切、異議の申し立て及び損害賠償請求をすることができません。
9. 当社は、第三者の著作権及びその他の知的財産権を侵害しないよう十分な注意を払いますが、完全に侵害がないことまでは保証しません。

第 14 条（支払）

1. お申込者は、本サービスの利用の対価として、当社に対し、別途定めるとおり初期費用、月額費用、オプション費用及び従量課金（以下、総称して「利用料金」といいます。）を当社又は当社の指名する本サービスの販売店の指定する方法で支払い

ます。なお、月の途中で本契約が開始又は終了した場合においても、月額費用に日割計算は適用されず、1カ月分の月額費用が発生します。

2. 本サービスの課金開始日は、それぞれ以下のとおりとします。

(1) 本サービスに係る費用：本サービスの利用開始日の属する月の翌月 1 日

(2) PoC プランに係る費用：利用開始日の属する月の翌々月 1 日

3. お申込者は、当社が定める支払期日までに当社の指定する銀行口座に振り込む方法又は口座引き落としによる方法により支払います。利用料金の支払手数料等はお申込者の負担とします。

4. 当社は、前項に基づくお申込者への利用料金の請求及び受領業務を原則として、当社の関係会社であるスターティア株式会社（以下「スターティア」といいます。）に委託します。ただし、お申込者と当社間で別途定めたときは、当該定めに従います。

5. お申込者からスターティアへの利用料金の支払と同時に、当社に対する利用料金の支払は完了します。

6. 当社は、物価の高騰、調達コストの上昇、経済状況の変化、本サービスの機能の追加・改善又は競合他社の動向の変化等があったときは、1カ月以上前にお申込者に告知することにより、利用料金を改定することができます。

第 15 条（事故等の報告）

当社は、本契約の履行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、当該事故発生の帰責のいかんにかかわらず、直ちにその旨をお申込者に報告します。

第 16 条（再委託）

1. 当社は本契約の履行の全部又は一部を当社の責任において第三者に再委託することができます。

2. 当社は本契約における当社の義務と同等の義務を再委託先に対して課します。

3. 当社はお申込者に対し、再委託先の行為について当社の行為と同等の責任を負います。

第 17 条（通知義務）

1. お申込者は、以下の各号のいずれかのお申込者情報に変更が生じたときは、遅滞なく、当社に通知するとともに、当社から要請があったときは、変更届等の必要書類を提出します。

(1) 商号又は名称
(2) 住所
(3) 電話番号
(4) 電子メールアドレス
(5) 合併、会社分割、減資、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡

2. 当社が、お申込者情報の住所、電話番号又は電子メールアドレス宛に通知したときは、当該通知は通常到達すべきときに到達したものとみなします。
3. お申込者が第 1 項に規定される通知又は変更届等の提出を怠ったことが原因で、不利益を被った場合においても、当社に対して一切の異議を申し立てません。

第 18 条（秘密保持）

1. お申込者及び当社は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上又は営業上その他業務上の情報で、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「秘密情報」といいます。）を、秘密として取り扱います。お申込者及び当社は、秘密情報を相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示し、又は漏洩してはならず、本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとします。

(1) 相手方から秘密である旨の表示を付された上で開示された情報
(2) 相手方から口頭若しくは映像等により開示を受け、その 2 週間以内に、当該情報の概要、提供日及び情報の名称等を記載した文書により、相手方から秘密である旨を特定された情報
(3) 相手方から開示されたソフトウェアのソースコード、及びシステム設計書等の技術情報

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報から除外します。

(1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
(2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
(3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
(4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

(5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報

3. 第 1 項の規定にかかわらず、お申込者及び当社は、次の各号に該当する場合は、秘密情報を必要最小限の範囲内で開示することができます。

(1) 自己若しくは関係会社の役職員、又は弁護士、公認会計士、税理士等の法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合

(2) 法令、又は行政機関、裁判所、地方公共団体、証券取引所の規則、命令若しくは要請に従い開示する場合

(3) 当社が、再委託先に対して秘密保持義務を課した上で、業務を遂行するために必要な秘密情報を第 16 条（再委託）に定める再委託先に開示する場合

4. お申込者及び当社は、本契約の履行に必要な範囲で、秘密情報を複写し、又は複製することができ、当該複写物及び複製物についても、秘密情報と同等に取り扱います。

5. お申込者及び当社は、秘密情報の漏洩、滅失、毀損又は盗用を防止するための合理的な安全管理措置をとります。

6. お申込者及び当社は、相手方から要求されたとき、又は本契約が終了したときは、相手方から受領した秘密情報及びその複製物を廃棄し、若しくは相手方に返却します。

第 19 条（個人情報の取扱い）

1. お申込者は、本契約を申し込むにあたり、下記 URL の当社の「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に同意します。

URL: https://startiatechnos.co.jp/privacypolicy/

2. お申込者及び当社は、個人情報を取り扱う場合、個人情報保護法及び関連するガイドラインを遵守します。

3. 当社は、個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

4. 当社は個人データを本契約の履行の目的の範囲内でのみ利用し、他の目的で個人データを利用しません。

5. 当社はお申込者から個人データの管理状況に関する報告を求められたときは、速やかに、かつ真摯に対応します。

6. 当社は、委託個人データへの不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用、毀損等の事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、速やかにその旨をお申込者に報告し、自ら是正及び被害の拡大防止に努めます。

第 20 条（導入事例紹介についての協力）

当社はお申込者の事前の承諾を得た上で、お申込者への本サービスの導入事例を紹介できるものとし、お申込者は当社による取材等に協力します。

第 21 条（権利義務の譲渡禁止）

お申込者及び当社は、相手方の事前の書面による承諾なくして、本契約上の地位を第三者に譲渡し、あるいは本契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡若しくは引き受けさせ、又は担保に供することはできません。

第 22 条（バックアップ）

お申込者は、自己の責任において本サービスに登録又は保存したデータのバックアップを行います。当社は、当該データの消失・毀損について、一切の責任を負いません。

第 23 条（損害賠償）

1. お申込者が本契約に違反したことにより当社又は当社に権利を許諾している者に損害が発生した場合、お申込者は、相当因果関係の範囲内で当該損害を賠償するものとします。
2. 当社が本契約に関連して、お申込者に対して負担する損害賠償は、当社の責めに基づく事由によってお申込者が直接かつ現実に被った通常の損害に限られます。当社は、本サービスの使用に付随若しくは関連して生じる逸失利益、事業機会の喪失、間接損害、特別損害、第三者損害、派生的損害及び付随的損害については、一切責任を負いません。
3. 当社がお申込者に対して負担する損害賠償額の上限は、本サービスの月額費用の 1 カ月分を上限とします。

第 24 条 （カスタマー・ハラスメントの禁止）

1. お申込者は、当社に対して、カスハラ基本指針に掲げるカスタマー・ハラスメントに該当する行為を行ってはなりません。
2. お申込者が、前項の規定に違反したときは、当社は、お申込者への役務の提供を中止することができます。この場合、当社はお申込者に対して、債務不履行責任を負いません。
3. 当社は、カスタマー・ハラスメントについて、カスハラ基本指針に従い警察や弁護士等の外部機関と連携するなどして、厳正に対処します。

第 25 条（反社会的勢力の排除）

1. お申込者及び当社は、次の各号を表明し、保証するとともに、将来にわたっても次の各号を遵守することを確約します。

(1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下これらの者を総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと

(2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと

(ア) 反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係

(イ) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係

(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと

(4) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役、会長その他、名称のいかんを問わず、実質的に経営を支配する者をいう。）、親会社・子会社が前 3 号のいずれにも該当しないこと

(5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して次の行為をしないこと

(ア) 暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は暴力的な要求行為

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(ウ) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(エ) その他前各号に準ずる行為

2. お申込者又は当社の一方が前項に違反したときは、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解除することができます。

3. 前項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償します。
4. 第 2 項の規定により本契約が解除された場合、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対して一切の請求を行うことができません。

第 26 条（クーリングオフの適用除外）

本サービスは、事業者であるお申込者が営業のため、又は営業として使用するためのものです。したがって、お申込者は、本契約をクーリングオフすることはできません。

第 27 条（契約期間）

本契約の契約期間（PoC プランを除きます。）は、本サービスの利用開始日から 1 年間とします。ただし、お申込者が、契約期間満了日の 1 カ月前までに本契約を継続しない旨を当社所定の方法により通知しない限り、本契約は同一条件で同一期間延長され、以降も同様とします。

第 28 条（お申込者による解約）

1. お申込者は、当社が指定するウェブサイト上の本サービスの解約申込フォームに必要事項を記入して、送信する方法により、本契約を解約することができます。
2. お申込者が、別途当社が定める本サービスの最低利用期間内又は PoC プランの有償期間内において本契約を解約する場合、お申込者は、各期間の残余期間分の月額費用相当額を解約違約金として当社に支払うものとします。また、当社がお申込者から利用料金を受領済みのときは、当社はこれを返金する義務を負いません。

第 29 条（契約解除及び期限の利益喪失）

1. お申込者又は当社は、相手方が次の各号のいずれか一つ以上に該当したときは、相手方への催告をすることなく、直ちに本契約の全部若しくは一部を解除し、又は本サービスの使用許諾の一時停止をすることができます。

(1) 本契約に基づき発生した金銭債務について、支払期日を 2 週間以上経過しても支払わないとき

(2) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

(3) 差押、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき
(4) 破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立てがなされたとき
(5) その他、資産、信用又は支払能力に重大な変更行為があったとき
(6) 第 12 条（禁止事項）又は第 25 条（反社会的勢力の排除）に違反したとき
(7) 重大な過失、又は背信行為があったとき

2. お申込者又は当社は､相手方の契約違反に対し相当の期間を定めてなした催告後も、当該違反状態が是正されない場合は、本サービスの使用許諾を一時停止し、又は本契約の全部若しくは一部の解除ができます。
3. 第 1 項各号のいずれか又は前項に該当した者は、当然に期限の利益を喪失します。
4. お申込者が本契約に違反したことにより、当社から本契約を解除されたときは、本契約に基づいて当社に支払った金員について一切返金を受けることができません。

第 30 条（サービスの廃止）

当社は、3 カ月以上前にお申込者に通知することにより、本サービスに関連するサービスの提供の全部又は一部を廃止することができます。

第 31 条（不可抗力）

天災地変、政府又は政府機関の行為、地域の封鎖、火災、嵐、洪水、地震、津波、落雷、台風、疫病、戦争、紛争状態、テロ、反乱、革命、暴動、爆発、海難、ストライキ、工場閉鎖、サボタージュその他の労働争議、交通の寸断、輸送機関の事故、通信回線の障害、停電、エネルギーの供給統制、サイバー攻撃、仕入先の倒産、その他不可抗力による本約款の全部又は一部（金銭債務を除きます。）の債務不履行、履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負いません。

第 32 条（販売店を通じた契約における特約）

1. 本条の各規定は、お申込者が、当社の販売店と本サービスの非独占的な使用権の許諾を受けるための契約（以下「再提供契約」と いいます。）を締結したときに適用されます。
2. お申込者が、販売店と再提供契約を締結したときは、第 3 条（本契約の締結）、第 14 条（支払）、第 27 条（契約期間）及び第 28 条（お申込者による解約）の各規

定は適用されないものとし、これらの事項について、お申込者は、再提供契約の各規定に拘束されます。

3. お申込者は、本サービスに関して被った損害、損失の賠償又は補償について、当社の販売店を通じて解決するものとし、第 23 条（損害賠償）の規定にかかわらず、当社に対して直接、賠償又は補償を求めることができません。

第 33 条（輸出管理）

第 8 条（使用許諾）第 4 項の規定にかかわらず、お申込者が、本サービスを国外に持ち出す場合、事前に当社の承諾を得るとともに、外国為替及び外国貿易法等、技術輸出に関する関連法規を遵守します。なお、米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規が適用される場合には、これらの法規を遵守します。 お申込者は、外国の税法が適用されるときはこれを遵守します。

第 34 条（残存条項）

本契約の終了後も、第 7 条（著作権等の帰属）、第 11 条（お申込者の同意事項）から第 13 条（免責）までの規定、第 18 条（秘密保持）、第 21 条（権利義務の譲渡禁止）、第 23 条（損害賠償）から第 25 条（反社会的勢力の排除）までの規定、第 29 条（契約解除及び期限の利益喪失）第 3 項及び第 4 項、第 31 条（不可抗力）から第 33 条（輸出管理）までの規定、第 35 条（準拠法及び管轄合意）、第 36 条（協議事項）及び本条の各規定は、引き続きその効力を有します。

第 35 条（準拠法及び管轄合意）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約は日本法によって解釈されます。
2. お申込者及び当社は、本契約に関して生じた一切の紛争について、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 36 条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本契約に関して生じた疑義については、双方誠意をもって協議し決定します。

第 37 条（解約及び解除の効果）

本約款の各規定に基づく本契約の解約及び解除の効果は、将来に向かってのみ、その効力を生じ、過去に遡及しないものとします。

以上

スターティアテクノス株式会社

2026 年 11 月 11 日 制定